

県と市町村との協議の場「しくみ改善協議」設置要綱

(設置)

第1条 県と市町村との望ましい関係を確立するため、県・市町村間の課題について対等の立場で協議を行い、一定の方向を見出す場として、県と市町村との協議の場「しくみ改善協議」（以下、「改善協議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 改善協議は、次に掲げる事務を所掌する。ただし、別途調整の場があるものは除く。

- (1) 県や市町村の事務の簡素化、効率化に関すること。
- (2) 県と市町村の役割分担に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(構成)

第3条 改善協議は、別表に掲げる関係課、関係市町村等及び常任構成課の職員をもって構成する。
2 改善協議の進行管理は、常任構成課を代表して、地域政策課長が行う。

(協議)

第4条 県または市町村等から協議のテーマが提出された場合、地域政策課長は、関係課、関係市町村等と調整を図り、双方の合意の下に改善協議を開催する。
2 改善協議の構成員が認めた場合は、構成員以外の者も出席することができる。
3 市長会、町村会は市町村の意見を取りまとめて提案することができる。
4 複数の市町村が関係するテーマについては、市長会及び町村会を窓口とすることができる。

(処理期間)

第5条 1つのテーマについて協議する期間は、原則3ヶ月とする。ただし、双方の協議により延長することができる。

(庶務)

第6条 改善協議の庶務は、地域政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、改善協議の運営に関して必要な事項は、地域政策課長が定める。

附則

この要綱は、平成18年 1月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係課	・ 議論のテーマを提案した課又は、テーマとなる事項を担当する県の課
関係市町村等	・ 議論のテーマを提案した市町村又は、テーマに関する市町村 ・ 市長会及び町村会（第4条第3項、第4項関係）
常任構成課	地域政策課 市町村課